

# 平成20年度「しまね協働実践事業」募集要項

## 1. 趣旨

島根県では、島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年3月25日島根県条例第37号。）により、県民活動の促進と県行政における協働を推進していくこととしています。

この事業は、NPO法人・住民グループ・企業など様々な主体との協働を推進するため、県が提示したテーマ（課題や目標）に対し、NPO等から県と協働する事業の企画提案を募集し、地域課題を共有し役割分担を明確化した実践的な協働事業を実施するものです。

提案者が持っている発想力・企画力を活かし、互いの長所や強みを活かした協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、先駆的な取り組みとして広く紹介することにより、県内への波及効果を期待し地域活性化及び地域の自立に資することを目的とします。

## 2. 応募資格者

島根県内のNPO法人・住民グループ・企業（個人は対象外）

## 3. 募集事業及びテーマ

県が提示するテーマに基づき、提案者と県が協働で取り組む事業について事業提案を募集します。設定テーマは、NPOならびに庁内各課を対象に募集を行い、庁内会議にて選考し決定したものです。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

### （1）募集事業のテーマ（詳細4ページ）

県が設定するテーマに対する提案を募集します。

安心して子どもを産み育てられる社会づくり

- ・子育てを社会全体で応援する気運醸成
- ・子育ての負担感・不安感の軽減
- ・仕事と家庭生活の調和にむけた取り組み

障害者の自立支援

- ・障害者の自立した地域生活の推進
- ・障害者の社会参加の促進

地域の自発的な「道の活動」「川の活動」への支援

県の管理する道路及び河川における以下の取り組みの推進

- ・高齢化により人数の減少した団体へ若者等の人材派遣を行う取り組み 等

（2）1団体が応募できる件数は、1件とします。

（3）実施期間は、平成20年度とします。

## 4. 事業応募の条件

### （1）事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募してください。

協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。

テーマの詳細、打合せ日時等は直接担当課にご相談ください。

テーマごとの事業担当課は募集要項3ページに記しています。

### （2）募集事業の基本的な条件

公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。

先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するものであること。

提案者自らが実施するものであること。

他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないものであること。

宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。

特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

## 5. 対象となる経費及び金額

### (1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）報償費（講師等謝金）旅費（交通費）材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後「協働に関する研修」（松江、浜田のいずれかで1日と出雲市平田町で1泊2日）にご案内しますので参加いただきます。これに要する経費（旅費等）を計上してください。

また、県から委託で実施する事業については、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の3割を上限として認めます。

人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

区 分		1人当たり単価	
人 件 費	事業を運営する スタッフ	8,120 円/日	
	アルバイト等	5,800 円/日	
	有償ボランティア	5,000 円/日 （最低賃金 621 円/時間を下回らないこと）	
報 償 費 （ 講 師 謝 金 等 ）	研修会等	大学教授・准教授級	7,400 円/時間
		その他(専門的知見を要する場合)	5,100 円/時間
		その他	3,000 円/時間
	大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回	県内講師 50,000 円/回 (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回	県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること。)

なお、平成20年度の提案事業について助成するものであって、前年度からの継続事業は対象としません。

事業の内容によっては、利用に係る料金収入を設定するなど提案者に負担を求めることがあります。

### (2) 金額

一事業あたり200万円を上限として県が助成します。

## 6. 募集期間

平成20年3月26日(水)～5月7日(水)(必着)

## 7. 応募方法

「事業提案書」(様式第1号)及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室に提出してください。

「事業提案書」の作成等(様式:下記ホームページからダウンロード又は提出先に請求)について疑問な点があれば、窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/np/>

( 1 ) 提出先・相談窓口

提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁6F Tel : 0852-22-5096 Fax : 0852-22-5098 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp
-------------	---

( 2 ) テーマごとの問い合わせ先 ( 協働事業予定担当課 )

テーマ	問い合わせ先
安心して子どもを み育てられる社会づ くり	島根県健康福祉部青少年家庭課少子化対策推進室 Tel:0852-22-5302 島根県教育庁義務教育課小中学校指導グループ Tel:0852-22-6607 島根県教育庁生涯学習課社会教育振興グループ Tel:0852-22-5428
障害者の自立支援	島根県健康福祉部障害者福祉課計画推進グループ Tel:0852-22-6526
地域の自発的な「道の 活動」「川の活動」へ の支援	島根県土木部道路維持課道路維持グループ Tel:0852-22-6568 島根県土木部河川課管理グループ Tel:0852-22-5196

8. 審査

- ( 1 ) 事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。  
必要に応じ提案の内容について、提案団体にヒアリングを行います。
- ( 2 ) 選考は、民間の人を主体にした委員による公開審査会 ( 5月下旬を予定 ) で行います。  
公開審査会では、企画内容についてのプレゼンテーションをさせていただきます。

9. 採択・決定

- ( 1 ) 事業採択は、公開審査会で決定します。  
なお、採択事業数は、概ね10件程度を予定しています。
- ( 2 ) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- ( 3 ) 補助金交付額については、審査会の後に補助対象経費を精査の上決定し、通知します。

10. 事業の実施

採択・決定された事業は、提案者に事業を実施していただきます。  
事業実施を提案団体に委託することを基本としますが、事業の内容によっては、「しまね協働実践事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付し補助事業として実施していただきます。  
また、実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

11. 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施者と県の担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告書を作成していただきます。  
また、検証会等に事業の事例発表をお願いする場合がありますので御協力を御願います。

12. 情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。  
また、全事業の事業状況等を、協働事業の事例として広く紹介します。

平成20年度「しまね協働実践事業」募集事業テーマの詳細

テーマ	背景及び趣旨	解決したい課題
<p>安心して子どもを 生み育てられる 社会づくり</p> <p>【担当課】 健康福祉部 青少年家庭 課 少子化対 策室 0852 22-5302</p> <p>教育庁 義務教育課 0852 22-6607</p> <p>生涯学習課 0852 22-5428</p>	<p>平成18年における島根県の合計特殊出生率(一人の女性が、生涯に生む子ども数に相当する。)は、1.53(全国第3位)と全国の高位にはあるものの、人口を維持するために必要な2.07を大きく下回っており、また、出生数は6,011人と10年間で800人減少するなど少子化が進んでいます。</p> <p>少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがすだけでなく、子ども同士の関わり合いの減少などから健やかな子どもの育ちに影響するなど、島根県の将来や県民の生活に大きな影響をもたらします。</p> <p>少子化の要因としては、子育ての不安感・負担感が増してきていること、仕事と家庭生活の両立が困難なこと、若い世代の結婚観や結婚・子育てをめぐる社会情勢の変化などによる未婚・晩婚化の進展していることなどがあげられ、行政だけでなく、企業やNPO等の民間団体などのあらゆる主体が協力して、総合的な対策を推進しなければなりません。</p> <p>このため、結婚や子育てに対する若者の希望に配慮しながら、安心して子どもを生み育てることができる地域社会づくりに向けた取り組みについて、具体的な提案を求めます。</p>	<p>子育てを社会全体で応援する気運醸成 ・多様な団体や‘こころ’協賛店等と連携した実践的・継続的な取り組み ・恵まれた教育環境を活かし感性豊かな子どもを育てるための支援の取り組み(義務教育課) ・乳幼児の親に「親学」を学んでもらうための支援の取り組み(生涯学習課)</p> <p>子育ての負担感・不安感の軽減 ・市町村の子育て支援拠点施設や子育てサロンと連携した取り組み ・子育てサロンの運営や子育て相談等の取り組み ・母子家庭や父子家庭を対象とした子育て支援の取り組み</p> <p>仕事と家庭生活の調和にむけた取り組み ・仕事と家庭生活の調和に取り組む企業の掘り起こし ・父親の育児参加、仕事優先の働き方の見直しに向けた取り組み</p>
<p>障害者の 自立支援</p> <p>【担当課】 健康福祉部 障害者福祉 課 0852 22-6526</p>	<p>障害や障害者に対する正しい理解を進め、誤解や偏見から生じる差別を無くすとともに、障害者が住みたい地域で障害のない人と同じように安心して、自立した生活を営むことができ、地域住民と共に支え合う地域社会の実現が望まれます。</p> <p>一方、自立した生活を営むためには、就労の促進、工賃の向上、住まいの確保、移動先の情報収集、駐車場の確保といった問題を解決する必要があります。</p> <p>こうした課題を解決するため県民との連携を進めるとともに、フォーマル・インフォーマルなサービスを組み合わせ障害者が地域で自立した生活を営むことが出来る事業提案を求めます。</p>	<p>障害者の自立した地域生活の推進 ・障害者防災マップ作成事業 ・精神障害者地域生活サポート事業</p> <p>障害者の社会参加の促進 ・視覚障害者のための移動支援事業 ・みんなで遊ぶ島根！旅の情報提供・旅先介助事業 ・ターミナルにおける障害者、高齢者介助の仕組みづくり</p>
<p>地域の自 発的な「道の 活動」「川の 活動」への 支援</p> <p>【担当課】 土木部 道路維持課 0852 22-6568</p> <p>河川課 0852 22-5196</p>	<p>現在、本県が管理する道路延長は約3,100km、河川延長は約2,700kmにも及んでいます。近年多様化するこうした社会基盤に対する住民のニーズに対応するためには、適切な維持管理が重要となってきています。その代表的な維持管理の一つとして道路のり面や河川堤防の草刈り、路上や河川内のゴミ拾いがあります。</p> <p>県が行っている維持管理は、通行時の安全上必要な箇所や洪水時の安全上必要な箇所を主として行っており、地域に密着した箇所の草刈り等については、ボランティア団体や自治会等の地域活動により行われています。</p> <p>しかし、近年、高齢化や地域結束力の低下等の原因により、活動参加人数の減少が大きな課題の一つとなってきています。一方、県政世論調査では、住民の多くがボランティア活動に対する参加意欲は高いものの活動の場が無いという理由で行われていないという結果が出ています。</p> <p>こうしたことから、今後、更に「地域の道や川は自分たちの手で！」の活動を推進するため、現在のボランティア活動の活性化や若者達の愛護活動への参加、ゴミの投棄等への啓発が必要と考えています。</p>	<p>県の管理する道路及び河川における以下の取り組みの推進</p> <p>高齢化により人数の減少した団体へ若者等の人材派遣を行う取り組み</p> <p>草刈機械やチェンソー等の貸し出し、使用の講習などを行う取り組み</p> <p>刈り草や刈りヨシの肥料や燃料、再生紙などへの有効利用を図る取り組み</p> <p>子供達や若者達の道路や河川愛護意識の向上のための取り組み</p>

整理番号	
------	--

◎添付書類を含め、A4サイズ  
片面で統一してください。

## 平成20年度「しまね協働実践事業」提案書

平成20年 月 日

島根県知事 様

### 1. 提案団体

団体の名称			
代表者	(職名)	(氏名)	印
団体の所在地	〒		
設立年月日		構成員数	
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
担当者 担当者連絡先	〒		
	電話番号：	FAX番号：	
	E-mailアドレス：		

※ 「担当者連絡先」欄は、必ず記載してください。

- 添付書類  1. 団体の定款、規約・会則等  
 2. 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書  
 3. 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料【新聞記事、会報等  
A4サイズに統一し、5枚以内としてください。】

### 2. 提案事業

選択したテーマ	
事業の名称	
事業内容	別添「事業提案企画書(様式第2号)」のとおり
収支計画	別添「提案事業収支計画書(様式第3号)」のとおり
協議を行った県の 担当課、担当者	課名及びグループ名 担当者職：氏名 電話番号

※ ・「事業の名称」欄は、事業内容が的確に理解できる名称(・・・事業)としてください。

・申請内容について照会させていただく場合がありますので、提出書類は、必ず写しを保管しておいてください。

## 事業提案企画書

団体の名称	
事業の名称	

○この事業を提案されたきっかけは何ですか。これまでの活動と事業提案の背景を教えてください。

1 提案事業の目的	<p>①この提案事業で解決しようとする地域課題は何ですか。</p> <p>②その地域課題をどのようにして解決するのですか。</p> <p>③上記の目的・効果以外に想定する効果は何ですか。(副次的な効果を記載)</p>
--------------	--

2 提案事業の概要	※事業を構成する個別の事業項目・内容を記載してください。(複数ページにまたがっても差し支えありませんので、わかりやすく掲載してください。)	
	●実施スケジュール（準備作業、県との協議の予定等も記載してください。）	
	20年4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	11月	
	12月	
	21年1月	
	2月	
	3月	

<p>3 提案事業における協働の内容等</p>	<p>①協働により高められる相乗効果は、どんな点にあると考えていますか。</p> <p>②貴団体と県（担当課）は、どのような連携・役割分担を行って事業を協働で実践しますか。協働で行う連携や役割分担について具体的に記載してください。</p> <p>③事業実施に当たって、市町村や実施地域とはどのような連携等を行いますか。県以外の協力団体・市町村等関係機関についてもその役割等があれば記載してください。</p>
<p>4 提案事業の先進性・実効性</p>	<p>①提案事業のアピールポイント（創意・工夫された点等）は何ですか。</p> <p>②実施上の懸案事項はありますか。またその解決方策は考えていますか。</p>



<p>5 提案事業の地域 への拡がり と継続性</p>	<p>①今年度の活動をどのようにして地域へ拡げますか。来年度以降の継続についてどのように行っていくますか。</p>
---	---

<p>6 事業の執行体制</p>	<p>提案事業の実行するための執行体制を記入ください。(統括責任者、業務ごとの責任者、業務分担など具体的に記入ください。)</p>
----------------------	---

※ 提案書(様式1~3)を基本に審査を行いますので、公平性を確保する観点からも各欄内にポイントを絞って記載していただき、特に説明しておきたい事項は、この「特記事項」欄に記載してください。

## 提案事業収支計画書

団体の名称	
事業の名称	
県負担要望額	円

### 1. 収入

(単位：円)

区 分	見 積 額	積算根拠 (数量、単価等)
県負担金		
合 計		

### 2. 支出

(単位：円)

区 分	見 積 額	積算根拠 (数量、単価等)	うち県負担額
合 計			

※「区分」欄は、人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等のような経費が必要か分かりやすく記載してください。（備品購入費など助成対象外の経費についても、事業の収支全体を把握するために記載してください。）

なお、人件費、報償費については助成限度額がありますので、募集要項5（1）を参照してください。

※事業採択後「協働に関する研修」（松江、浜田のいずれかで1日と出雲市平田町で1泊2日）にご案内しますので参加いただきます。これに要する経費（旅費等）を計上してください。

※また、県から委託で実施する事業については、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の3割を上限として認めます。